

令和7年度第1回岡山県医療費適正化推進協議会 議事概要

日時：令和8年1月28日（水） 13:30～14:30

場所：杜の街グレースオフィススクエア貸会議室 ホールE

【協議】

（1）第4期岡山県医療費適正化計画の進捗状況の評価について

<発言要旨>

【協議】

（1）第4期岡山県医療費適正化計画の進捗状況の評価について

○会長

それでは、議題（1）第4期岡山県医療費適正化計画の進捗状況の評価について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料1 第4期岡山県医療費適正化計画の進捗状況の評価について説明

○会長

委員のみなさんからご質問があるか。

○会長

健康推進課の方に伺いたい。資料2 裏面で、月に1回程度以上望まない受動喫煙を受けた者の割合が31.8%で非常に高いが、これは健康推進課の方で、県民に対する調査をやっているのか。

○事務局

毎年度岡山県で、県民に対し「県民満足度調査同時調査」という調査を実施し、把握した数値になる。

○会長

これに対する基本的な対策というのはどういうふうにお考えになっているか？

○事務局

各施設に対してリーフレットやパンフレットを配布しての周知、屋内全面禁煙にしている商店等に対してステッカーを配布するといった取組をしている。

法令改正前の小規模の飲食店については、喫煙室を設けることができ、部屋全体を喫煙室にすることもできるということになっているが、県の条例で、できれば部屋全体を喫煙可能室としないようにしてくださいというようなことを努力目標として定めており、その条例についても周知を図っている。

○委員

受動喫煙について、お店が全面禁煙になると、店の出入口のところに喫煙の灰皿が置いてあって、そこに大量にたむろしてたばこを吸っているという姿を最近よく見るようになった。条例ができる前はあまり見なかった。そこに対して、条例でお店にお願いできたりするようなことはないのか。

○事務局

お店の出入口に灰皿を設置しているという事例はある。特に、コンビニエンスストアであるとか、それがさらに通学路にあるというようなことで、県の方に何とかできないかというようなお話いただくこともあるが、残念ながら、今のところ敷地外の路上は法令上で規制されない状況にある。条例化してはどうかというご意見もいただくが、今後検討課題とさせていただきたい。

○委員

後発品の話だが、後発品自体が数・種類が減ってきている。特に安い薬、皮膚科の軟膏などはす

ごく安いので、一時作っていたところがどんどん作らなくなって行って、先発品もなくなってきて非常に困っている。県がこういう目標を掲げられるのは、国が言ってきているからだと思うが、国はこういう事態が起こっているということに対して、県にどのような説明をして、その上で後発品の普及推進を言われているのか。もう既に、先発品の方が後発品より安いというような状況が多々出てきている。国は多分そのことを把握されていると思うが、その状況で後発医薬品の使用率をあげていくというふうに県に言われているのか。

## ○事務局

ご発言いただいたことは、後発医薬品の安定供給に関わる話だろうと思う。今のところ、ちょうど薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）も改正になって、国の方でも、業界の再編であるとか、後発医薬品メーカーの品目統合等を進めるための基金制度の設立など、ルール作りが現になされたところである。ただ、即効性があるかどうかという点では、時間がかかる施策はあるが、国としても、そういった声は十分に聞いているので、抜本的な改革ということで、そういう後押しするような基金とかを設立しているということを知っている。

目下のところ、供給停止や限定出荷とかの供給不安を煽るような事態があったら、なるべく早く厚生労働省に報告して対策をたてることや、欠品が起きないように原薬を十分確保できるような財政的な支援を行うというところをちょうど進めていこうとしているので、医療機関の診療所・薬局においては、ちょっと時間がかかるかもしれないが、対策を見守っていただきたい。

ただ、この間、後発医薬品について何も啓発しないというのも、県民の方に情報がいかないのも問題があるので、情報として普及啓発の方は続けて参りたい。

## ○委員

禁煙の話で、お店の外に灰皿が置いてあるという話があったが、受動喫煙っていうのは必ずしも吸う人や煙が外へ出たからいいっていうものではなく、吸う人の呼気にも含まれている。だから、外で吸った人が帰ってきて机で話をしていると、その呼気の中に煙の成分が含まれる。そこまで考慮した条例なのかどうか、そういうことまで考慮されていないのなら、何か条例で対策できないか。

地域医療構想について、調整会議で色々と議論されているが、今なかなか前に進めてないという状況、国の方で議論してるようなので、県の方で検討するには、まだあと1年・2年といった時間がかかると思う。それについて、医療費適正化計画の進捗に影響がするのか。

バイオシミラーについて、協会けんぽもそれに対する対策、推進を今年度やらなきゃいけないし

来年度もやっていくところではあるが、そういうところで協力いただける、一緒にやっていける部分があるのであればぜひお願いしたい。

ジェネリックが80%を超えてきた理由の1つには、選定療養によって推進が進んだという経緯があると思う。バイオシミラーについて、そういった動きはないのか。保険者の方で努力をするというのも大切だが、国の方で選定療養の中に含めてくれれば、一気に進むのではないかと思う。

#### ○事務局

たばこについて、たばこを吸った方の呼気もしくは衣服から有害物質が出るという可能性があるということは承知をしている。ただ残念ながら、条例でそこまでのことは思いが至っていない。あくまでも、屋内における直接のたばこの煙による受動喫煙防止といった観点で条例が制定されている。今般、健康増進法も、更なる次の改正について議論が進められているので、そういった議論ともあわせて、こういった観点が俎上にのぼるようであれば、県としても検討を重ねてまいりたい。

#### ○事務局

地域医療構想が、医療費適正化にどういうふうに繋がっていくのかというご質問について、新たな地域医療構想は、2040年を見据えたあるべき医療提供体制はどういったものかを考えていくということで、今、国の方でも議論が進められる。それを踏まえて、県の方でも議論をしていく。

まさにあるべき医療提供体制、必要な医療提供体制がどういったものかということは今後考えていく中で、それに対して必要なコストがどういうふうになるか、コストの適正化も当然検討の中には入っていくものと考えている。それが直ちに医療費の適正化にどう繋がるかという点については、明確にできるものではないかと思うが、国民負担や医療をどうやって維持するかという観点は地域医療構想を考える中でも持っておく視点だと考えている。

#### ○事務局

協会けんぽとの協力については、今年度は会合の場面をもたせていただいて、協会けんぽが行ったアンケートの結果などを提供いただき、非常に参考になった。バイオ後続品の場合は、デバイスと一緒に製品化されているものがあるということで、これは実際、今まで使っている先発のバイオ医薬品と後続のバイオ医薬品、成分は同質性が保たれていても形が違う、注射器のシリンジの形がちょっと違うとなると、患者さんが直接使うものについてはちょっと抵抗感があるのではなかろうかみたいなどころも情報共有いただいたので、今後の施策にいかしていきたいなという一例として挙げさせていただいたところで、引き続き、こういうふうなご協力があったら一緒に取り組ん

でいきたいなとは思っている。

選定療養について、2年前の10月に選定療養が一部開始されて、患者さんに一部の負担があるということで一気に進んだという経緯がある。今のところは、バイオ後続品について選定療養するという具体的な話までは県の方では聞いてはいないが、直近の話題とすると、2026年診療報酬改定の中でバイオ後続品の処方ところで何らかの報酬がというよう情報が報道ベースではある。そういう情報があるので、まず患者さんの負担というよりも、医療機関へのインセンティブみたいなところが先にいくのではないかと、これは未知な部分があるのではっきりとした答えではないが、まず注視すべきは、診療報酬改定のところはどうなるのかというところで、その部分については確認しているところである。

○会長

確かに、地域医療構想が医療費適正化とどう関係するのかというところは非常に難しい。資料6の裏面に医療費推計と実績の比較分析っていうのがあって、適正化後の推計値と実績値を令和5年度で比較しているが、実績値の方の大幅に下がっている。実際の医療費がかなり下がっているという結果が、今までの地域医療構想の影響なのかというと、地域医療構想は各医療機関に命令するような性質のものではないので、そうとは言い切れず、地域医療構想を踏まえて各医療機関が自主的にご判断をされたっていう面もあるのかもしれないし、医療ニーズがちょっと減っているということもある。いろんな面があるので、事務局が答弁されたように、なかなか微妙なところかと思った。

○会長

他には何かあるか。

ご意見等を踏まえて、事務局で所要の修正を行ったうえで公表・国へ報告させていただく。

【その他】

○事務局

資料6 第3期医療費適正化計画の実績評価に対する令和5年度実績の追記について説明

○会長

なにかご意見・ご質問はあるか。

その他、会議全体を通じてなにかご発言あるか。

#### ○委員

大学で看護職の担当をしている。今も学生が実習にいていて、大変難しい病気の方、難病の方が一定数おられる。難病は、原因が分からないというところで、治療が対症療法になる。いま、医療費もそういうところで増えていっている中で、医療費の適正化に対する対策を多面的にされていることを理解した。病気になった方の医療に対しては、これだけ丁寧に行われているが、入口のところを考えずにいたなと思っているところで、今後、検討いただけるのであれば、病気になった方の医療に対してと同じように、病気にならないような入口のところの対策、例えば、食べ物に対することが結構大きいかと思うが、そういうところも一緒にご検討いただけたらと思う。

#### ○事務局

健康推進課の健康づくり班という班があり、県民全般の健康づくりを業務にしている。岡山県では健康おかやま21という健康づくりのための計画を持っていて、その中で減塩や野菜をとりましようといった各種取組について、食の観点から各種施策を進めているところだ。そういった施策を通じて県民の皆様の健康づくりに努めてまいりたい。

#### ○会長

他になにかあるか。

—閉会—